

第 4 回 定 例 会

議 会 案 第 1 号

下 関 市 議 会 会 議 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

上 記 の 議 案 を 提 出 す る。

令 和 6 年 1 2 月 1 7 日

下 関 市 議 会 議 会 運 営 委 員 会
委 員 長 東 城 し の ぶ

下 関 市 議 会 会 議 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

下 関 市 議 会 会 議 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を 別 紙 の と お り 制 定 す る。

提 案 理 由

地 方 自 治 法 が 改 正 さ れ た こ と に 伴 い、議 会 に 係 る 手 続 等 の オ ン ラ イ ン 化 ・
デ ジ タ ル 化 を 行 う た め。

別紙

下関市議会会議規則の一部を改正する規則

下関市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節～第8節 略</p> <p>第9節 <u>公聴会、参考人</u></p> <p>第10節 略</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則（第93条—<u>第97条</u>）</p> <p>第2節～第6節 略</p> <p>第3章～第6章 略</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場 （第171条）</p> <p>第8章 略</p> <p>第9章 補則（第173条）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節～第8節 略</p> <p>第9節 <u>公聴会及び参考人</u></p> <p>第10節 略</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則（第93条—<u>第97条の2</u>）</p> <p>第2節～第6節 略</p> <p>第3章～第6章 略</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場 （第171条・<u>第171条の2</u>）</p> <p>第8章 略</p> <p>第9章 補則（<u>第172条の2</u>—第173条）</p> <p>附則</p>
<p>（会期中の閉会）</p> <p>第7条 会議に付された事件を<u>すべて</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</p>	<p>（会期中の閉会）</p> <p>第7条 会議に付された事件を<u>全て</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</p>
<p>（事件の撤回又は訂正及び動議又は請願の撤回）</p> <p>第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となった動議又は常任委員会、特別委員会若しくは議会運営委員会に付託された請願を撤回しようとするときは、議会の<u>承認</u>を要する。</p>	<p>（事件の撤回又は訂正及び動議又は請願の撤回）</p> <p>第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となった動議又は常任委員会、特別委員会若しくは議会運営委員会に付託された請願を撤回しようとするときは、議会の<u>許可</u>を要する。<u>ただし、会議の議題となる前においては、</u></p>

<p>2 議員が提出した事件及び動議につき前項の<u>承認</u>を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。</p> <p>3 委員会が提出した議案につき第1項の<u>承認</u>を求めようとするときは、委員会の<u>承認</u>を得て委員長から請求しなければならない。</p>	<p><u>議長の許可を得なければならない。</u></p> <p>2 議員が提出した事件及び動議につき前項の<u>許可</u>を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。</p> <p>3 委員会が提出した議案につき第1項の<u>許可</u>を求めようとするときは、委員会の<u>許可</u>を得て委員長から請求しなければならない。</p>
<p>(投票)</p> <p>第29条 議員は、<u>職員の点呼に応じて、順次、投票用紙を備付けの投票箱に投入する。</u></p>	<p>(投票)</p> <p>第29条 議員は、<u>議長の指示に従って、順次、投票する。</u></p>
<p>(開票及び投票の効力)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 投票の効力は、<u>立会人の意見を聞いて</u>議長が決定する。</p>	<p>(開票及び投票の効力)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 投票の効力は、<u>立会人の意見を聴いて</u>議長が決定する。</p> <p><u>4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u></p>
<p>(議案等の説明、質疑及び委員会付託)</p> <p>第37条 会議に付する事件は、第145条に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を<u>聞き</u>、議員の質疑あるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(議案等の説明、質疑及び委員会付託)</p> <p>第37条 会議に付する事件は、第145条に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を<u>聴き</u>、議員の質疑<u>がある</u>ときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</p> <p>2・3 略</p>
<p>(委員会の審査又は調査期限)</p> <p>第44条 略</p> <p>2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第38条の規定にかかわらず、<u>会議</u>において審議</p>	<p>(委員会の審査又は調査期限)</p> <p>第44条 略</p> <p>2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第38条の規定にかかわらず、<u>議会</u>において審議</p>

<p>することができる。</p>	<p>することができる。</p>
<p>(発言の許可等)</p> <p>第51条 発言は、<u>すべて</u>議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(発言の許可等)</p> <p>第51条 発言は、<u>全て</u>議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。</p> <p>2 略</p>
<p>(発言の通告をしない者の発言)</p> <p>第53条 発言の通告をしない者は、通告した者が<u>すべて</u>発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(発言の通告をしない者の発言)</p> <p>第53条 発言の通告をしない者は、通告した者が<u>全て</u>発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。</p> <p>2・3 略</p>
<p>(発言内容の制限)</p> <p>第56条 発言は、<u>すべて</u>簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。</p> <p>2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は<u>発言を禁止</u>することができる。</p> <p>3 略</p>	<p>(発言内容の制限)</p> <p>第56条 発言は、<u>全て</u>簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。</p> <p>2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、<u>発言を禁止</u>することができる。</p> <p>3 略</p>
<p>(答弁書の配布)</p> <p>第68条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに<u>答弁し難い</u>場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。</p>	<p>(答弁書の配布)</p> <p>第68条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに<u>答弁しがたい</u>場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。</p>
<p>(起立等による表決)</p> <p>第73条 略</p> <p>2 議長が起立者の<u>多少を認定し難い</u>とき、又は議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採</p>	<p>(起立等による表決)</p> <p>第73条 略</p> <p>2 議長が起立者の<u>多少を認定しがたい</u>とき、又は議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採</p>

<p>らなければならない。</p> <p>3～5 略</p>	<p>らなければならない。</p> <p>3～5 略</p>
<p>(選挙規定の準用)</p> <p>第77条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条から<u>第31条</u>まで、第32条第1項及び第33条の規定を準用する。</p>	<p>(選挙規定の準用)</p> <p>第77条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条から<u>第30条</u>まで、<u>第31条第1項</u>から<u>第3項</u>まで、第32条第1項及び第33条の規定を準用する。</p>
<p>(表決の順序)</p> <p>第80条 略</p> <p>2 同一の議題について、<u>議員からの</u>数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>3 修正案が<u>すべて</u>否決されたときは、原案について表決を採る。</p>	<p>(表決の順序)</p> <p>第80条 略</p> <p>2 同一の議題について、<u>議員から</u>数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>3 修正案が<u>全て</u>否決されたときは、原案について表決を採る。</p>
<p>第9節 <u>公聴会、参考人</u></p> <p>(公聴会開催の手続)</p> <p>第81条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を<u>聞こう</u>とする案件その他必要な事項を公示する。</p>	<p>第9節 <u>公聴会及び参考人</u></p> <p>(公聴会開催の手続)</p> <p>第81条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を<u>聴こう</u>とする案件その他必要な事項を公示する。</p>
<p>(公述人の決定)</p> <p>第83条 公聴会において意見を<u>聞こう</u>とする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ<u>文書</u>で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。</p> <p>2 略</p>	<p>(公述人の決定)</p> <p>第83条 公聴会において意見を<u>聴こう</u>とする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、<u>前条の規定</u>によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。</p> <p>2 略</p>
<p>(公述人の発言)</p>	<p>(公述人の発言)</p>

<p>第84条 略</p> <p>2 公述人の発言は、その意見を<u>聞こう</u>とする案件の範囲を超えてはならない。</p> <p>3 略</p>	<p>第84条 略</p> <p>2 公述人の発言は、その意見を<u>聴こう</u>とする案件の範囲を超えてはならない。</p> <p>3 略</p>
<p>(参考人)</p> <p>第87条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を<u>聞こう</u>とする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(参考人)</p> <p>第87条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を<u>聴こう</u>とする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>2 略</p>
	<p><u>(出席委員に関する措置)</u></p> <p>第97条の2 <u>この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。</u></p>
<p>(動議の撤回)</p> <p>第103条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の<u>承認を要する。</u></p>	<p>(動議の撤回)</p> <p>第103条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の<u>許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。</u></p>
<p>(発言の許可)</p> <p>第118条 委員は、<u>すべて</u>委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。</p>	<p>(発言の許可)</p> <p>第118条 委員は、<u>全て</u>委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。</p>
<p>(発言内容の制限)</p> <p>第120条 発言は<u>すべて</u>、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(発言内容の制限)</p> <p>第120条 発言は<u>全て</u>、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。</p> <p>2 略</p>

<p>(委員外議員の発言)</p> <p>第121条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を<u>聞く</u>ことができる。</p> <p>2 委員会は、<u>委員でない議員</u>から発言の申出があったときは、その許否を決める。</p>	<p>(委員外議員の発言)</p> <p>第121条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員 <u>(以下この条において「委員外議員という」。</u>) に対し、その出席を求めて説明又は意見を<u>聴く</u>ことができる。</p> <p>2 委員会は、<u>委員外議員</u>から発言の申出があったときは、その許否を決める。</p> <p>3 <u>前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。</u></p> <p>4 <u>前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u></p>
<p>(委員長の発言)</p> <p>第122条 略</p>	<p>(委員長の発言)</p> <p>第122条 略</p> <p>2 <u>法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。</u></p>
<p>(答弁書の朗読)</p> <p>第129条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合にお</p>	<p>(答弁書の配布)</p> <p>第129条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合にお</p>

<p>いて答弁書を提出したときは、委員長は、<u>職員をして朗読させる。</u></p>	<p>いて答弁書を提出したときは、委員長は、<u>その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。</u></p>
<p>(互選の方法) 第131条 略 2～4 略 5 委員会は、委員のうちに異議を有する者が<u>ないときは、第1項の互選に付き、指名推選の方法を用いることができる。</u> 6 略</p>	<p>(互選の方法) 第131条 略 2～4 略 5 委員会は、委員のうちに異議を有する者が<u>ないときは、第1項の互選につき、指名推選の方法を用いることができる。</u> 6 略</p>
<p>(不在委員) 第134条 会議室にいない委員は、表決に加わることができない。</p>	<p>(不在委員) 第134条 会議室にいない委員は、表決に加わることができない。<u>ただし、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。</u></p>
<p>(選挙規定の準用) 第139条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条から<u>第31条</u>まで及び第32条第1項の規定を準用する。</p>	<p>(選挙規定の準用) 第139条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条から<u>第30条</u>まで、<u>第31条第1項</u>から<u>第3項</u>まで及び第32条第1項の規定を準用する。</p>
<p>(表決の順序) 第142条 略 2 修正案が<u>すべて</u>否決されたときは、原案について表決を採る。</p>	<p>(表決の順序) 第142条 略 2 修正案が<u>全て</u>否決されたときは、原案について表決を採る。</p>
<p>(請願書の記載事項等) 第143条 略 2～4 略 5 <u>請願者が請願書(常任委員会、特別委員会又は議会運営委員会に付託されたものを除く。)</u>を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならな</p>	<p>(請願書の記載事項等) 第143条 略 2～4 略</p>

<p><u>い。</u></p>	
<p>(請願の委員会付託)</p> <p>第145条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を<u>所管の</u>常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、<u>議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。</u></p> <p>3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものと<u>みなす。</u></p>	<p>(請願の委員会付託)</p> <p>第145条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、<u>所管の</u>常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、<u>常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</u></p> <p>2 <u>委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。</u></p> <p>3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものと<u>みなし、それぞれの委員会に付託する。</u></p>
<p>(紹介議員の委員会出席)</p> <p>第146条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(紹介議員の委員会出席)</p> <p>第146条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。</u></p> <p>4 <u>前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u></p>
<p>(請願紹介の取消し)</p> <p>第147条 議会に提出した請願について、これを紹介した議員がその紹介を取り消すときは、議長の許可を得なければならない。ただし、常任委員会、特別</p>	<p>(請願紹介の取消し)</p> <p>第147条 議会に提出した請願について、これを紹介した議員がその紹介を取り消すときは、議長の許可を得なければならない。ただし、常任委員会、特別</p>

<p>委員会又は議会運営委員会に付託された請願に対する紹介の取消しについては、議会の<u>承認</u>を得なければならない。</p>	<p>委員会又は議会運営委員会に付託された請願に対する紹介の取消しについては、議会の<u>許可</u>を得なければならない。</p>
<p>(請願の審査報告)</p> <p>第148条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により<u>意見を付け、議長に報告しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>2</u> 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。</p>	<p>(請願の審査報告)</p> <p>第148条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>2</u> 委員会は、必要があると認めるときは、<u>請願の審査結果に意見を付けることができる。</u></p> <p><u>3</u> 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。</p>
<p>(決定書の交付)</p> <p>第155条 <u>議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。</u></p>	<p>(決定の通知)</p> <p>第155条 <u>前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u></p>
<p>(資料等印刷物の配布許可)</p> <p>第162条 議場又は委員会の会議室において、<u>資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。</u></p>	<p>(資料等の配布許可)</p> <p>第162条 議場又は委員会の会議室において、<u>資料等を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。</u></p>
<p>(議長の秩序保持権)</p> <p>第164条 <u>すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いない</u></p>	<p>(議長の秩序保持権)</p> <p>第164条 <u>全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議</u></p>

<p>で会議に諮って定める。</p>	<p>に諮って定める。</p>
	<p><u>(代理弁明)</u> <u>第166条の2</u> 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。</p>
	<p><u>(協議等の場の開催方法の特例)</u> <u>第171条の2</u> 前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。 <u>2</u> 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。</p>
<p>第9章 補則</p>	<p>第9章 補則 <u>(電子情報処理組織による通知等)</u> <u>第172条の2</u> 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において</p>

同じ。)とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受け旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第20条、第68条、第88条第3項、第129条、第144条第1項及び第145条第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識するこ

とができない方式で作られる記録であ
って、電子計算機（入出力装置を除
く。）による情報処理の用に供される
ものをいう。次条において同じ。）に
記録されている事項を議長が定める方
法により表示をしたものの閲覧若しく
は当該事項について当該者の使用に係
る電子計算機に備えられたファイルへ
の記録をすることができる措置をとる
とともに、当該者に対し、議長が定め
る電子情報処理組織を使用して当該措
置がとられた旨の通知を発した時のい
ずれか早い時）に当該者に到達したも
のとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が
行う通知のうち当該通知に関するこの
規則の規定において署名し、若しくは
連署し、又は記名押印すること（以下
この項において「署名等」という。）
が規定されているものを第1項又は第
2項の電子情報処理組織を使用する方
法により行う場合には、当該署名等
については、当該署名等に関する規定
にかかわらず、氏名又は名称を明らかに
する措置であって議長が定めるものを
もって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会
等から通知を受ける者について対面
により本人確認をするべき事情がある場
合、議会等に対して行われ、又は議会
等が行う通知に係る文書等のうちにそ
の原本を確認し、又は交付する必要がある
ものがある場合その他の当該通知
のうちに第1項又は第2項の電子情報

	<p><u>処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。</u></p>
	<p><u>（電磁的記録による作成等）</u></p> <p><u>第172条の3 この規則の規定（第28条第1項（第77条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。</u></p> <p><u>2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。</u></p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

第 4 回 定 例 会

議 会 案 第 2 号

下 関 市 議 会 委 員 会 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

上 記 の 議 案 を 提 出 す る。

令 和 6 年 1 2 月 1 7 日

下 関 市 議 会 議 会 運 営 委 員 会
委 員 長 東 城 し の ぶ

下 関 市 議 会 委 員 会 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

下 関 市 議 会 委 員 会 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を 別 紙 の と お り 制 定 す る。

提 案 理 由

地 方 自 治 法 が 改 正 さ れ た こ と に 伴 い、議 会 に 係 る 手 続 等 の オ ン ラ イ ン 化 ・
デ ジ タ ル 化 を 行 う た め。

別紙

下関市議会委員会条例の一部を改正する条例

下関市議会委員会条例（平成17年条例第320号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
	<p><u>（委員会の開会方法の特例）</u></p> <p><u>第15条の2 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 前項の規定による届出をして、委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。</u></p> <p><u>4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>
<p>（出席説明の要求） 第21条 略</p>	<p>（出席説明の要求） 第21条 略</p> <p><u>2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し</u></p>

	出なければならない。
<p>(公聴会開催の手続)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を<u>聞こうとする</u>案件その他必要な事項を公示する。</p>	<p>(公聴会開催の手続)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を<u>聴こうとする</u>案件その他必要な事項を公示する。</p>
<p>(意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第24条 略</p>	<p>(意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第24条 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u></p>
<p>(公述人の決定)</p> <p>第25条 公聴会において意見を<u>聞こうとする</u>利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、<u>あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から</u>、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p> <p>2 略</p>	<p>(公述人の決定)</p> <p>第25条 公聴会において意見を<u>聴こうとする</u>利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、<u>前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から</u>、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p> <p>2 略</p> <p><u>3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。</u></p>
<p>(公述人の発言)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 公述人の発言は、その意見を<u>聞こうとする</u>案件の範囲を超えてはならない。</p> <p>3 略</p>	<p>(公述人の発言)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 公述人の発言は、その意見を<u>聴こうとする</u>案件の範囲を超えてはならない。</p> <p>3 略</p>

<p>(代理人又は<u>文書</u>による意見の陳述)</p> <p>第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書</u>で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</p>	<p>(代理人又は<u>文書等</u>による意見の陳述)</p> <p>第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により</u>意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</p>
<p>(参考人)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を<u>聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</u></p> <p>3 略</p>	<p>(参考人)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を<u>聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</u></p> <p>3 <u>参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。</u></p> <p>4 略</p>
<p>(記録)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(記録)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。</u></p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第 4 回 定 例 会

議 会 案 第 3 号

下 関 市 議 会 の 個 人 情 報 の 保 護 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 す
る 条 例

上 記 の 議 案 を 提 出 す る。

令 和 6 年 1 2 月 1 7 日

下 関 市 議 会 議 会 運 営 委 員 会

委 員 長 東 城 し の ぶ

下 関 市 議 会 の 個 人 情 報 の 保 護 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 す
る 条 例

下 関 市 議 会 の 個 人 情 報 の 保 護 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を 別 紙 の と
お り 制 定 す る。

提 案 理 由

刑 法 等 の 一 部 改 正 に 伴 い、所 要 の 条 文 整 理 を 行 う た め。

別紙

下関市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

下関市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。	第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。
第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

第 4 回 定 例 会

議 会 案 第 4 号

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を
定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年12月17日

下関市議会議会運営委員会

委員長 東 城 しのぶ

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を
定める条例の一部を改正する条例

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

総合計画における軽微な変更について議決事件から除外するため。

別紙

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例（平成24年条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、他の条例に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本的な構想と基本計画とで構成される計画の策定、変更又は廃止に関すること。</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、他の条例に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本的な構想と基本計画とで構成される計画の策定、変更又は廃止に関すること <u>（次に掲げる事項を除く。）</u>。</p> <p><u>ア 関連個別計画の追加及び削除並びに名称の変更</u></p> <p><u>イ 用語や名称などの形式的な変更</u></p> <p>(2)～(5) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。